

# やすらぎの森(芝生墓地)使用許可後の手続きについて

お問い合わせ先 小山市環境課 環境保全係 TEL 0285-22-9284

## 1. 納骨について

芝生墓地に納骨する焼骨を所持している方は、納骨の日時が決まりましたら、納骨予定日の前日(※納骨予定日が土・日曜日または祝日の場合は、その前日の平日)までに次の書類を市役所環境課の窓口へ提出してください。書類の提出がない場合は納骨できません。

### 【提出書類】

- ① 小山市公園墓地(芝生墓地)焼骨埋蔵届 (市役所環境課の受付窓口にあります)
- ② 小山市公園墓地(芝生墓地)使用許可証
- ③ 火葬許可証または改葬許可証

- ※ 埋蔵行為(お墓及びカロートを開ける、骨壺を埋蔵する)等については、墓所使用者が行ってください。
- ※ 墓地には、焼骨以外のものは納骨できません。
- ※ 火葬許可証または改葬許可証の無い焼骨の納骨は法律で禁止されていますので、納骨手続きまで紛失されないようご注意ください。

## 2. 墓石の設置工事をするとき

墓石の設置工事をするときには、着手の7日前までに市役所の環境課に次の書類を市役所環境課に提出してください。書類の提出がない場合は、墓石の工事に入ることができません。

### 【提出書類】

- ① 墓碑設置着手届(市役所環境課の受付窓口にあります)
- ② 墓碑の図面

※提出時に使用許可証を確認します(コピー可)。

※この届出は、墓石工事店が使用者に代わって提出することができます。

### 3. 墓石の設置工事が完了したとき

墓石の設置工事が完了したときには、工事完了後に市役所の環境課に次の書類を市役所環境課に提出してください。

#### 【提出書類】

① 墓碑設置完了届(市役所環境課の受付窓口にあります)

※この届出は、墓石工事店が使用者に代わって提出することができます。

### 4. 使用权の承継

芝生墓地使用者が死亡したときは、新しい使用者に地位を承継することとなります。速やかに次の書類を市役所環境課へ提出してください。

#### 【提出書類】

① 小山市公園墓地(芝生墓地)使用者地位承継届  
(市役所環境課の受付窓口にあります)

② 小山市公園墓地(芝生墓地墓地)使用許可証

③ 死亡した使用者の除かれた戸籍の謄本若しくは全部事項証明書  
国籍の記載された住民票の写し(外国人の場合)

④ 新しい使用者の戸籍の謄本又は全部事項証明書  
国籍の記載された住民票の写し(外国人の場合)

⑤ 新しい使用者が市外に在住する方の場合、住民票の写し(本籍・続柄の記載されたもの)

⑥ 死亡した使用者と地位を承継した者との続柄を明らかにする書類

⑦ その他市長が必要と認めるもの

## 5. 記載事項の変更

墓地使用者は、墓地使用許可証の記載事項(住所・本籍・氏名)に変更が生じたときは、速やかに次の書類を市役所環境課へ提出してください。

### 【提出書類】

- ① 小山市公園墓地(芝生墓地・合葬式墓地)使用許可証記載事項変更届  
(市役所環境課の受付窓口にあります)
- ② 小山市公園墓地(芝生墓地)使用許可証
- ③ 変更内容を証明する書類  
住民票の写し(本籍・続柄の記載のあるもの)  
国籍の記載された住民票の写し(外国人の場合)

## 6. 墓地使用許可証の再交付

使用者は、使用許可証を紛失又は棄損したときは、速やかに次の書類を市役所環境課へ提出して再交付を受けなければいけません。再交付手数料はかかりません。

### 【提出書類】

- ① 小山市公園墓地(芝生墓地・合葬式墓地)使用許可証再交付申請書  
(市役所環境課の受付窓口にあります)
- ② 使用者の身分証明書(コピーをとらせていただきます)

## 7. 墓地管理料について

毎年4月に1年間の管理料(5,400円)を納めていただくことになります。便利な口座振替の制度もあります。銀行によって申し込み用紙が変わりますのでお申し込みの際は、環境課までお電話ください。